

令和元年度

— 第 1 2 回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	令和元年11月19日	16時30分				
閉 会	令和元年11月19日	17時05分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	欠	佐藤 進	出	森本哲次	出
	高本恭子	出	上野周真	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議 案 及 び 議 事 内 容

<p>次 第</p> <p>議決事項 1 教育委員会に提出された請願について</p> <p>議決事項 2 損害賠償請求事件に係る知事からの意見聴取について</p> <p>議決事項 3 令和元年度一般会計補正予算案について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p>
<p>○吉田教育長「佐藤委員、森本委員、高本委員、上野委員おそろいですね。花山院委員は欠席ですね。それでは、ただ今から、令和元年度第12回定例教育委員会を開催いたします。本日は花山院委員が欠席ですが、定足数を満たしており、委員会は成立しております。」</p>	
<p>○吉田教育長 「議決事項 2 及び議決事項 3 については、12月定例県議会提案予定案件にかかる知事からの意見聴取に対する回答であり意思形成過程であるため、当教育委員会においては非公開議案として審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長 「委員のみなさまの議決を得ましたので、本日の議決事項 2 及び議決事項 3 については、非公開議案として審議することとします。」</p>	<p>可 決</p>
<p>議決事項 1 教育委員会に提出された請願について</p>	
<p>○吉田教育長 「それでは、議決事項 1 『教育委員会に提出された請願』について、でございます。本日は、1 件の請願についてご審議いただきたいと思っております。請願書について説明をお願いします。」</p> <p>○塩見教育次長 「請願について説明します。請願法（昭和22年法律第13号）に基づき、県立学校の維持について以下のとおり請願します。請願の趣旨、請願の理由は、請願書に記載のとおりです。」</p> <p>○吉田教育長 「請願について、調査した内容を報告してください。まず、『一.』について、報告してください。」</p> <p>○中西学校支援課長 「『国民の寄付に因って県立学校の備品となった物は、引き続き現地で保存すること』に対する調査結果です。 県立学校の寄付につきましては、卒業生からの卒業記念としての寄附が最も多く、学校運営に大きく貢献いただいているところです。 育友会や卒業生から行われる寄付行為については、県が寄付を割り当てて強制的に徴収することは地方財政法第4条の5により禁止されており、また、同法第27条の3により、県立高校の施設建設事業費を住民に転嫁することは禁止されています。ただし両条項とも自発的な寄付まで排</p>	

議案及び議事内容

除しようとするものではございません。

県教育委員会としては寄付受納にあたりこれらの法令や文部科学省通知の趣旨に鑑み、寄付申出者の総意によるものであることを確認の上、寄付を受納することとしており、寄付された備品等については受納後適切に管理しているところです。

平成15年度から20年度にかけて実施した高等学校の再編成で統合された県立学校は11校ありますが、そのうち校訓や校歌を記した石碑等を現地にて保存・管理している学校は4校あり、統合後の校地等に移設して保存・管理している学校が8校となっています。

寄付行為は寄付者の自発的なものであり、寄付時点では長期にわたり保存・管理されることを想定されていたとしても、学校が未来永劫存続することを約して受納したのではなく、統合や再編となった学校の場合は、その後の跡地利用等の関係で引き続き現地で保存・管理することが困難になることもあります。育友会や校友会など寄付された方のお気持ちを尊重し、統合後の校地等で保存・管理を行うなどの対応を行っているところです。

なお、今回統合や再編の対象となる学校の石碑等につきましては、引き続き現地で保存・管理を行う予定です。

以上です。」

○吉田教育長 「続いて、『二.』について、報告してください。」

○大石学校教育課長 「『卒業証書授与台帳は各校で保管すること』に対する調査結果です。奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則第8条第1項第2号の規定により、卒業証書台帳は県立学校に備えるものとなっており、学校で保管をされているところです。なお、統合や再編となった学校は、卒業証書台帳を引き継いだ学校で保管を行うこととなっています。

以上です。」

○吉田教育長 「続いて、『三.』について、報告してください。」

○熊谷教育政策推進課長 「『県立学校の維持が困難になっている点を、教育長自らインターネット等を用いて広く国民に広報すること』に対する調査結果です。調査結果ですが、『県立高等学校適正化推進方針』においては、『今後の生徒数の減少に対しては、各学校の定員減による対応だけでは、高等学校の活力低下が予想される』とした上で、『学校の統合や学校減を伴う再編を実施することにより対応する』としています。この方針をもとに策定した県立高等学校適正化実施計画では、統合や学校減を伴う再編等を行いながら『魅力と活力あるこれからの高校づくり』を推進することとしています。これらのことを広報するため、発表時にはプレス発表したほか、県教委ホームページに方針や計画を掲載するなど、広く周知に努めております。なお、今後の生徒減少への対応のためにも計画の推進が必要であることは、教育長が県議会で複数回答弁しており、その議事録及び映像はすでに公開されております。

以上です。」

○吉田教育長 「それでは、ただ今の件の、まず『一.』について、ご意見、ご質問ございますか。」

○森本委員 「今説明がありましたように、過去にも同様のことがございました。そのときに、この請願をされている趣旨に関することについては十分議論され、今日まで来ているというように考えております。ただ、全て請願されているようなことができるかといえば、全てが全てというのは難しいと思います。必要なことは十分議論していただくということは大切ですが、この請

議 案 及 び 議 事 内 容

願の趣旨について採択とすることはできないと思います。」

○吉田教育長 「『一.』について、他にご意見、ご質問ございますか。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問がないようですので、続きまして『二.』について、ご意見、ご質問ございますか。」

○佐藤委員 「これに関しましては、統合された学校で保管されておりますので、引き続き保管しているということになりますので、改めて採択とせずに、不採択が良いと思います。」

○吉田教育長 「『二.』について、他にご意見、ご質問ございますか。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問がないようですので、続きまして『三.』について、ご意見、ご質問ございますか。」

○高本委員 「請願の趣旨で県立学校の維持が困難となっているとされていますが、県立学校の維持が困難になって再編をするのではないと思います。生徒数が減っただけでなく、学習の仕方や内容等学校自体が変わらなければならない時期に来ているということでの再編ですので、私はこれは採択できないと思います。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問ありませんか。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問がないようですので、ただいまの審議を踏まえ、『一.』『二.』『三.』いずれについても採択できないということで、本請願は不採択としてよろしいか。」

※各委員一致で不採択

○吉田教育長 「それでは、本請願は不採択とします。

以上で、議決事項1『教育委員会に提出された請願』についての審議は終了とします。」

○吉田教育長 「その他連絡事項はありますか。」

○香河教職員課長 「郡山南小学校で担任4人が休んでいる件について、報告させていただきます。このことにつきまして、県教育委員会から4人の教員に対し、解決の糸口を探るために話し合いの場を設けたい旨連絡をとり、11月13日に4人とひとりひとり個別に話を聞く場をもちました。どちらが正しいかとか、パワハラがあったかなかったかなどを判断するためではなく、あくまでも今の思いを聞きとることといたしました。今後も解決に向け、話し合いを続けていけるよう努めてまいります。

以上です。」

議 案 及 び 議 事 内 容

非公開議案

議決事項 2 損害賠償請求事件に係る知事からの意見聴取について

議決事項 3 令和元年度一般会計補正予算案について

非公開にて審議

○吉田教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員のみなさまにお諮りします。本日の会議を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「委員のみなさまの議決を得ましたので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。」